

第2 住宅借入金等特別控除の居住年別控除額表

居住の用に供した日(年)	各 年 分 の 税 額 控 除 額 (注)1,2,3	所得要件	床面積要件	
			新築等	増改築等
平成11年1月1日から 平成13年6月30日まで	A 1年目から6年目まで $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 1\%$ (最高5,000万円) B 7年目から11年目まで $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 0.75\%$ (最高5,000万円) C 12年目から15年目まで $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 0.5\%$ (最高5,000万円) (注)4,5	3,000万円以下	50㎡以上	
平成13年7月1日から 平成16年12月31日まで	1年目から10年目まで $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 1\%$ (最高5,000万円) (注)3,5			
平成17年	A 1年目から8年目まで $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 1\%$ (最高4,000万円) B 9年目及び10年目 $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 0.5\%$ (最高4,000万円)			
平成18年	A 1年目から7年目まで $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 1\%$ (最高3,000万円) B 8年目から10年目まで $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 0.5\%$ (最高3,000万円)			
平成19年	A 1年目から6年目まで $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 1\%$ (最高2,500万円) B 7年目から10年目まで $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 0.5\%$ (最高2,500万円)			
平成20年	A 1年目から6年目まで $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 1\%$ (最高2,000万円) B 7年目から10年目まで $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 0.5\%$ (最高2,000万円)			

- (注) 1 居住の用に供した年を「1年目」と表示している。
 2 控除額の100円未満の端数は切り捨てる。
 3 平成11年1月1日以後に新築等した家屋を居住の用に供した者の「住宅借入金等の年末残高の合計額」には、家屋とともにした敷地等の取得に係る一定の借入金又は債務の年末残高も含まれる。
 4 平成11年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した者は、以下の算式によって控除額を計算することができる。

A 1年目から3年目まで

イ 住宅借入金等の年末残高の合計額が1,000万円以下の場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 2\%$$

ロ 住宅借入金等の年末残高の合計額が1,000万円を超え2,000万円以下の場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 1\% + 10\text{万円}$$

ハ 住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円を超える場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right] \times 0.5\% + 20\text{万円}$$

B 4年目から6年目まで

イ 住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円以下の場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 1\%$$

ロ 住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円を超える場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right] \times 0.5\% + 10\text{万円}$$

- 5 平成11年1月1日から平成16年12月31日までの間にした家屋の取得等が「阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等」である者は、以下の算式によって控除額を計算することができる(控除期間は6年間、「住宅借入金等の年末残高の合計額」は最高3,000万円となる。)

1年目から6年目まで

イ 住宅借入金等の年末残高の合計額が1,000万円以下の場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 2\%$$

ロ 住宅借入金等の年末残高の合計額が1,000万円を超え2,000万円以下の場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 1\% + 10\text{万円}$$

ハ 住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円を超える場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right] \times 0.5\% + 20\text{万円}$$